

(仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場 オイルタンク保守点検業務 仕様書

1 目的

(仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場に設置しているオイルタンク等について、「消防法第 14 条 3 の 2」の規定に基づき、「危険物の規制に関する政令」及び「同規則」の定めるところにより定期点検及び保守整備を行い、機能及び耐久年限維持を図り、安全な状態に保つことを目的とする。

2 委託業務場所及び対象設備

(1) 委託業務場所

所在地 宇都宮市上田原町 1 番地

施設名 (仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場

(2) 対象設備

地下埋設型オイルタンク 灯油 3, 000 リットル 1 台

地上オイルサービスタンク 100 リットル 1 台

オイルギアポンプ 20A GPA 2 基

3 委託期間

令和〇年 4 月 1 日から令和〇年 3 月 31 日までとする。

4 業務委託の内容

受託者は、オイルタンク等の機能及び耐久年限維持を図り安全な状態に保つため「消防法」に基づいた「定期点検」と障害発生時における障害修理のための「緊急保守点検」を行うものとする。

(1) 定期点検

- ① 「消防法第 14 条 3 の 2」の規定に基づいた法定点検を年 1 回行うものとする。
- ② 標識及び掲示板等の清掃及び簡易な補修（錆部分のペンキ塗り等）を行うものとする。
- ③ その他、必要に応じ点検整備を行うものとする。

(2) 緊急保守点検

委託者からの障害発生連絡を受けた場合は、速やかに技術員を派遣し、状況確認及び復旧作業等の適切な処置を行うものとする。

5 点検時間

(仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場の運営に支障のない時間に行うものとする。

6 報告書等の提出

- (1) 受託者は、委託契約締結後速やかに、下記の書類を委託者へ提出すること。
 - ① 業務主任担当者等届
 - ② 業務実施計画表
 - ③ 委託者に求められたその他の必要書類
- (2) 受託者は、定期点検業務を実施したときは、直ちに「定期点検報告書」を工事写真とともに委託者へ提出すること。

7 経費の負担

受託者は、保守点検業務に必要な経費のうち、下記の経費を負担すること。ただし、保守点検業務に要する光熱水費は委託者の負担とする。

- (1) 点検に要する機械工具類及び計測機器等
- (2) 保守に要する消耗部品、材料等

8 損害の補償及び免責事項

- (1) 損害の補償事項
 - ① 業務の遂行にあたり、技術員の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む）においては、受託者が補償すること
 - ② 業務委託時間中に技術員が被った損害については、受託者が補償すること
- (2) 免責事項
 - ① 委託者の瑕疵によるもの
 - ② 天災地変その他不可抗力によるもの

9 委託業務遂行上の義務

業務の遂行にあたっては、次の事項を十分に留意すること。

- (1) 善良な管理者の注意をもって、委託業務にあたること。
- (2) 職務上知り得た事項を他に漏らさないこと。
- (3) 保守点検業務を実施しようとするときは、あらかじめ委託者に連絡すること。
- (4) 委託業務が終了したときは、速やかに業務完了届をもって市へ報告すること。
- (5) 技術員は受託者が定める服装を着用すること。
- (6) 事故のないよう、十分注意すること。
- (7) 点検業務により関係機関への報告義務があるときは、市に代わり報告すること。

10 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、業務の履行について不明な事項については、委託者と受託者が別途協議した上で、決定するものとする。